

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務仕様書

1 業務名

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務

2 委託業務の目的

県内の消費生活センターに相談が多数寄せられている「通信販売トラブル」、「SNS がきっかけの詐欺的な手口による被害」について、栃木県内の対象者に対し、リスティング広告及びインスタグラム広告の配信を行い、注意喚起を図る。また、相談先として「消費生活センター」及び「消費者ホットライン 188」を周知することで、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図る。

3 委託予定期間

契約締結日から令和7（2025）年3月31日までとする。

4 業務内容等

(1) 内容

消費者被害防止啓発に係るデジタル広告の制作及び配信

(2) 配信媒体

Google リスティング広告及び Instagram ディスプレイ広告

(3) 配信期間

令和7（2025）年1月1日から同年2月28日まで

(4) 配信区域

栃木県全域

(5) 対象者

主に30代までの男女

(6) 広告リンク先

県が指定する URL

(7) 目標値

ア Google リスティング広告

クリック回数は3,400回以上とし、効果的にターゲット層に注意喚起及び行動を呼び起こし、委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、キーワード、除外ワード、広告タイトル及び広告文を作成すること。

イ Instagram ディスプレイ広告

表示回数40万回以上とし、目標値を達成できるように配信スケジュールを作成、栃木県と協議の上、配信時期を決定すること。なお、予算規模に達しないうちに目標値を達成した場合であっても、広告配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。

5 広告の配信

(1) Google リスティング広告

ア 広告を掲出するプラットフォーム（Google Adwords 等）は、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し選択、又は組み合わせることにより、広告（テキスト）を配信すること。

イ 栃木県の意図を十分に咀嚼し、広告効果が最適化されるよう、キーワード、除外ワード、広告タイトル及び広告文を作成し、栃木県に提出、協議の上決定すること。

ウ キーワード、除外ワードの設定及びタイトル、広告文の作成に当たっては、より効果的にターゲット層の行動を呼び起こし、業務委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、A/Bテストの手法を取り入れ、検証と見直しを行うこと。

エ 広告表示オプションについても設定すること。

(2) Instagram ディスプレイ広告

以下の各点を踏まえ、その内容について事前に栃木県と協議、適宜調整を行うものとし、配信前に画像データ及びコピーを栃木県に提出、承認を得るものとする。

ア 消費者被害に関心を持たなかった潜在層に対しても、消費者契約に関する意識を高揚させ、被害の未然防止・拡大防止に効果的に導けるよう、グラフィックやコピーを工夫すること。

イ 消費者被害に巻き込まれた際には「消費者ホットライン 188」に相談することが問題解決につながると分かるものであること。

ウ 悪質商法の手口別に、A/Bテストが実施できるよう、趣向や素材及びコピー等が異なるものを複数作成すること。

エ 広告を配信するデジタルデバイスに合わせて、広告が最適に表示されるよう、適切なサイズのものが必要に応じて作成すること。

オ デザインの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、受託者が行うこと。

6 広告の予算配分とそれに伴う目標値の変更について

各媒体の予算配分については、予算の消化状況に併せて、配分を流動的に見直しができるようにすること。また、予算配分が変わったことによる目標値の変更については、栃木県と協議の上、再設定すること。

7 配信結果等の分析及び結果報告

広告配信開始後、1週間に1回程度、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地にて実施する。

8 成果物

(1) 提出物

- ・実績報告書
- ・広告データ

- ・その他栃木県が業務確認に必要と認める書類

(2) 提出場所

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室

(3) 提出期限

令和7（2025）年3月21日

(4) 権利の帰属

- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転し、自ら利用するために必要な範囲において、随時利用できることとする。その際、県は変形、改変、その他の修正をできるものとする。
- ・成果物の全部又は一部に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことによる一切の責任は、受託者が負うこと。
- ・受託者は、著作者人格権を主張しないものとする。

9 その他

- ・業務を実施するに当たっては、「(別紙1) デジタルプロモーション等実施時における留意事項」を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者とが協議して定めるものとする。